



2022年11月11日

各 位

会 社 名 株式会社アクセスグループ・ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 木村 勇也
(コード番号：7042 東証スタンダード市場)
問い合わせ先 常務取締役 財務企画部長 保 谷 尚 寛
TEL. 03-5413-3001

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年12月26日開催予定の第33期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社グループの採用支援事業、教育機関支援事業において、現在の採用活動時期や、お取引先である教育機関の予算執行時期などの昨今の状況を鑑みた結果、事業年度末日を3月31日に変更することが、事業運営上合理的であると判断しており、また、更なる経営の効率化、経営情報の適時・的確な開示による経営の透明性の向上を図るためであります。

事業年度末日の変更に伴い、現行定款の第12条（基準日）、第35条（事業年度）および第36条（剰余金の配当の基準日）に必要な変更を行います。また、事業年度の経過措置として、新たに附則3を設けます。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第 15 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 15 条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則 1、2 を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>（基準日）</p> <p>第 12 条 当社は、毎年<u>9 月 30 日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>（2 項略）</p> <p>第 13、14 条 （現行どおり）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>（基準日）</p> <p>第 12 条 当社は、毎年<u>3 月 31 日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>（2 項略）</p> <p>第 13、14 条 （現行どおり）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>

現行定款	変更案
<p>する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	
<p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(略)</p>
<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(3項略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>(3項略)</p> <p>(附則)</p> <p>1. 2022年9月1日(以下「施行日」)から6カ月以内の日を株主総会とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2. 附則1および2については、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3</p>

現行定款	変更案
	<p><u>か月を経過した日のいずれかの遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>3. 第 35 条（事業年度）の規定にかかわらず、2022 年 10 月 1 日から始まる第 34 期事業年度は、2023 年 3 月 31 日までの 6 カ月間とする。なお、本附則は第 34 期事業年度経過後は、これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 12 月 26 日（月）

定款変更の効力発生日 2022 年 12 月 26 日（月）